

反訴状

当事者の表示

別紙当事者目録記載の通り

戯曲著作権等確認反訴請求事件

訴訟物の価額 金 327万円

貼用印紙額 金 2万2千円

本訴の表示

事件番号

平成19年(ワ)第22064号

係属部

民事第40部1係

次回期日

2008年2月5日午前10時

反訴状請求の趣旨

- 1 反訴原告(被告)が、別紙著作物目録記載の戯曲1及び2の著作権及び著作人格権を有することを確認する。
 - 2 訴訟費用は反訴被告(原告)の負担とする。
- との判決を求める。

反訴状請求の原因

第1、本訴との関連性

2007年8月27日、反訴被告は反訴原告に対し、反訴原告名で公表された戯曲「人魚伝説」と及び「それからの夏」(以下、これを総称して本件作品という)について反訴被告が上演権を有しているとして戯曲上演権確認請求訴訟を御庁に提起した(平成19年(ワ)第22064号戯曲上演権確認請求事件)。

しかるに、反訴被告は上記本訴において、単に反訴被告が本件作品について上演権を有しているのみならず、本件作品の著作者はそもそも反訴原告ではなく、反訴被告を構成する役者たちであると主張して、本件作品の著作者が反訴原告であることを全面的に争うに至った。そこで、反訴原告は本件作品の著作者が反訴原告であることの確認を求めて反訴を提起するに至ったものである。

第2、反訴原告の請求について

- 1、反訴原告は、1990年、戯曲「人魚伝説」を書き上げ(本訴甲4)、同

年11月11日、反訴原告の著者名でペヨトル工房より出版した（本訴甲4の奥付）。

- 2、反訴原告は、1992年、戯曲「それからの夏」を書き上げ（本訴甲6）同年12月、反訴原告の著者名で反訴被告により上演された（本訴甲6の表紙）。
- 3、従って、著作権法14条により、本件作品の著作者は反訴原告であると推定される（法律上の権利推定）。
- 4、これに対し、反訴被告は、上記本訴において本件作品の著作者は反訴被告を構成する役者たちであると主張する（本訴原告準備書面(1)第2、2ないし6）が、それを基礎づける個別の具体的事実は全て事実と反する出鱈目の主張である。
- 5、のみならず、反訴被告自身、過去において、1999年3月、反訴原告名で公表された戯曲「千年の孤独」^(注)の上演について反訴原告に著作権使用料金30万円支払うこと及び作品を反訴原告に無断で改変しないことを内容とする覚書（反訴甲1）を締結し、2005年3月には、「人魚伝説」の韓国公演を反訴原告の承諾が得られなかったため自ら中止する（反訴甲2）という、上記4の主張と真っ向から矛盾する行為を行っており、反訴被告の上記4の主張は、要するに、本件作品を上演できなくなることを恐れるが余り、口をついてしまった全面的開き直りの主張でしかない。

（注）反訴被告は、本件作品のみならず、《被告が原告に在籍している間に被告を作者として発表している戯曲は、本件作品を含むすべてが、被告を含む役者たちが集団で創作したものである》（本訴訴状3頁4）と主張しており、「千年の孤独」も同様ということになる。

- 6、よって、反訴原告は反訴被告に対し、反訴原告（被告）が本件作品の著作者であり、本件作品の著作権及び著作者人格権を有することの確認を求める。

以 上

添付書類

- | | |
|---------|-----|
| 1、訴訟委任状 | 1 通 |
|---------|-----|

2008年2月4日

上記反訴原告（被告）訴訟代理人
弁護士 柳 原 敏 夫

東京地方裁判所 御中

当事者目録

〒177-0044

東京都練馬区上石神井3丁目5番地13号502

反訴原告（被告） 鄭 義 信

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 有楽町電気ビルヂング北館5階512区

武藤綜合法律事務所（送達場所）

電話 03（6268）5880

FAX 03（6268）5881

上記訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

〒164-0002

東京都中野区上高田4丁目19番地6号ゴールデンマンション

反訴被告（原告） 新 宿 梁 山 泊

代表者座長 金 守 珍

以 上

著作物目録

戯曲 1

題 名	人魚伝説
表示された著者	鄭義信
発行日	1990年11月11日
発行所	ペヨトル工房

戯曲 2

題 名	それからの夏
制作年	1992年
初 演	1992年12月

以 上